

＜養子縁組許可＞

1 概要

未成年者を養子とする場合又は後見人が被後見人を養子とする場合は、それぞれ家庭裁判所の許可が必要です。ただし、自己又は配偶者の直系卑属（子や孫等）を養子とする場合は家庭裁判所の許可は必要ありません。

なお、未成年者を養子とする場合で、養親となる者に配偶者がいる場合は夫婦が共に養親となる縁組となります。

2 申立人(申立てができる人)

養親となる者

3 申立先

- ・養子となる者の住所地の家庭裁判所となります。
- ・養子となる者の住所地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・養子となる者の住所が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・養子となる者1人につき800円分
- ・連絡用の郵便切手・・・84円×10枚、10円×10枚　合計940円分

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
- ・未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
- ・代諾者の戸籍謄本（全部事項証明書）各1通

※ 代諾者とは、養子となる者が15歳未満の場合に、その者に代わって養子縁組の承諾を与える者で、養子となる者の親権者や未成年後見人等の法定代理人のことです。

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。